

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (3) (令和4年1定)			
日 時	令和4年 3月 4日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時10分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、横尾・高橋(龍)・丸山・酒井・須貝・ 佐々木・山田各委員		
説明員	総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者 (消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、須貝委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋克幸委員が横尾委員に、高木委員が須貝委員に、中村吉宏委員が山田委員に、川畑委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○横尾委員

◎特別支援教育の充実について

まず、特別支援教育の充実についてということで、通級指導教室の増設についてお聞きしたいと思います。

このたびの教育行政執行方針にて教育長から令和4年度に通級指導教室を4校設置しているところ、新たに長橋小学校にも開設するという予定が示されました。これが特別支援教育の充実にどのようなつながっているのかという観点からお伺いいたします。

特別支援教育も様々ありますけれども、特別支援学級、特別支援学校のほかにも通級指導教室というのがあって今回そのお話ですが、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が、ふだんの授業は通常の学級で受けながら自校または他校で障害に応じた特別な指導を受ける場所というのが通級指導教室だということで以前にも質問で答えていただいております。この通級による指導とはどのようなものなのか分かりやすく説明してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

通級指導教室の指導につきましては、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別な指導を通級指導教室で受ける学習形態となっており、障害による学習上または生活上の困難を改善し、または克服するための指導を行うということで押さえております。

○横尾委員

この指導を受けることで児童・生徒にはどのような効果というか、ものがあるのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

通級指導教室の指導についての効果といたしましては、教員と児童・生徒の一对一での指導を基本とするため、障害による学習上または生活上のつまずきや困難に着目したきめ細かな学習や支援を行うことができ、その改善や克服につながりやすくなるなどの効果がございます。

○横尾委員

よりそういった困難とか困り感、そういったものが改善されていく形になる指導だということで確認させていただきましたが、このような指導において、教員は必要な教科の免許状などはありますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

通級指導教室を担当する教員の免許状につきましては特に指定はございませんが、特別支援学校教諭免許状のうち、知的障害者、肢体不自由者、病弱、視覚障害者、聴覚障害者などの免許状を取得していることが望ましいとされております。

○横尾委員

望ましいとされているということで確認させていただきました。

それで、この教員なのですけれども、当該児童・生徒だとか保護者との関わりという部分ではどのような関わり方をしていく形になるのか。お示してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

担当の教諭と児童・生徒、保護者との関わりにつきましては、まず通常、通級指導教室での学習終了後に児童・生徒や保護者との教育相談を行ったり、あと特に活用する全ての児童・生徒につきましては、個別の指導計画を作成することになっておりますが、それを作成するに当たり、保護者の願いを基に児童・生徒の将来を見据えた計画を作成することとしております。さらに毎年当該児童・生徒の発達や成長に合わせ課題設定を新たに見直すなど、きめ細かな連携を図りながら指導を進めているところでございます。

○横尾委員

個別の指導計画をつくるということで、かなり深く関わっていくとか、一人一人のことを見ていかななくてはならないという状況だということを確認させていただきました。

その上で、現在の小樽市の通級指導教室の設置校と対象となっている児童・生徒数と、あと教員数が分かればお知らせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

令和3年10月末現在の数値でございます。通級指導教室設置校の数、それから教員数、児童・生徒数につきましては、まず小学校は3校、教職員数は13名、児童数は215名となっております。

また、中学校につきましては1校設置しており、教員数は2名、生徒数は36名となっております。

○横尾委員

この通級による指導を受けている児童・生徒の傾向、前にも聞いたのですけれども、増加傾向にあるということで2年前に聞かせていただいたのですが、現在どのようになっているかという部分で、過去3年の推移でよろしいので児童・生徒数がどのようになっているかお示してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

過去3年間の児童・生徒数の推移でございますが、まず令和元年度につきましては小学校で申し上げますと児童数は183名、2年度になりますと196名、今年度215名で32名の増となっております。

また、中学校につきましては令和元年度が生徒数21名、2年度につきましては生徒数33名、今年度につきましては36名ということで15名の増となっております。

○横尾委員

増加傾向が続いているということで確認させていただきましたけれども、その上で今回、長橋小学校に通級指導教室を開設したいということでお話がありましたが、これどのような目的、狙いがあるのか改めてお示してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

現在、稲穂小学校で通級指導教室を活用している児童数が増加していること。それに関わりまして、指導教室、それから活動の場所の確保が難しくなってきたことの解消に加えまして、他校から通級指導教室を活用している児童の保護者の送迎の距離の解消、負担軽減を目的に設置することとなっております。

○横尾委員

様々な環境が改善されるのかというふうに思うのですけれども、実際に開設を予定しておりますが、予定している児童・生徒数だとか、配置される教員数はどのようになるかお示してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

長橋小学校に通級指導教室を開設するに当たりまして、見込みの数字でございますが、今日現在で30名程度の活用を見込んでおり、教員につきましては2名の加配要望をしているところでございます。

○横尾委員

前にも質問させていただいたときに、やはり保護者から見て教員の負担がかなり大きいのではないかという声がありました。その部分は改善されるのかというふうには私は考えていたのですけれども、教員1名当たりの児童・生徒数は今どようになっていて、開設されるとするとどのような変化があるのかという部分。この1人当たり何名というのが分かれば目安になるのですけれども、その部分をお聞かせ願います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

昨年、一昨年の小学校3校についての教員1人当たりの担当する児童数につきましては、15名程度になっております。長橋小学校通級指導教室を開設するに当たり、2学級開設するとなりますと、1人当たり13名ということで、担当する1人当たりの児童数はやや少なくなるというふうに見込んでおります。

○横尾委員

これも改めて確認ですけれども、この通級指導教室を編制するに当たって、児童・生徒数が何人いれば何人の教員が配置されるという基準などがあればお示しください。

○（教育）教育総務課長

通級指導に関わる教員の配置につきましては、平成29年度に法が改正されて基礎定数化ということで13名の児童・生徒に対し1人の教員を措置するという形にはなっております。ただし、これは10年かけて段階的にそういうように変えていくということになっておりまして、現在は加配の措置で行っているところでございます。

○横尾委員

実際は、加配の措置になっているということで、配置基準どおりになるのは改めてではいつになるのか。お示しください。

○（教育）教育総務課長

10年かけて段階的ということになりますので令和8年度の予定となっております。

○横尾委員

そういう状況だということで確認させていただきました。この特別支援学級を設置する場合には、障害の種類が同じ児童・生徒が同じ学級になって、障害の種類が違う児童・生徒は一緒になることがないというのが特別支援学級の考え方ですけれども、この通級指導教室の場合は、言語障害だとか自閉症だとか情緒障害者、弱視だとか様々な障害を持っている子供たちを担当することになるのかと思っております。その辺は前に確認させていただきましたけれども、担当する1人の教員が様々な障害の子を見なければならぬ。そして先ほど言ったような指導計画を1人ずつつくっていったら関わらなくてはならないという部分では、13人という目安がありましたけれども、それを超えている状態であれば、やはり負担が大きいという部分になるのかと考えておりました。今回長橋小学校に設置されるということで大体13名程度になるということであれば、その基準のとおりになっていくのかと思うのですけれども、やはりこういう声をいただいたのは、通わせている保護者の方が教員の方たちを見て、かなり負担が大きいというようなことがありました。

それがどうつながっていくのかというと、負担が大きいというふうになれば保護者が声をかけたりだとか、相談したりというのなかなかできづらくなるという部分がありましたので、かなり伝えさせていただきましたけれども、その質問させていただいてから今までの中で、こういった教員の負担に対する対応もお願いしていましたが、何かされていることがあったらお示ししていただければと思うのです。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

ただいまの御質問につきましては、通級指導担当者に対しまして指導主事の派遣等を行いまして、様々な種別の子供がいることから、その個々に応じた適切な指導方法をお示しするなど、教員方の負担を軽減する配慮、対応等

をしているところでございます。

○横尾委員

しっかり継続していただいた上で今回の新たな設置という形で、教員の負担軽減という形にもなっていくのかというふうには思っております。

次の質問ですけれども、読字障害等に対するICT機器の活用なのですが、これは前にも少し聞いたのですけれども、ディスレクシアという読字障害ですね。字を理解することはできるのだけれども、読み書きすることができないという障害。あと、ディスグラフィア、書字障害と書くのが難しいという、枠の中に書くのが難しいという障害があるというお話をさせていただきました。これは知的能力の低さだとか勉強不足が原因ではなくて、読み書きが極端に遅かったり、読み間違いが非常に多かったりということで気づくというお話をさせていただきました。

こういった学習障害の児童・生徒の支援についてなのですが、タブレットが今1人1台配付されて、前回質問をしたときの状況とは変わっています。以前はこの障害に対してICTの機器を使った指導、そういった部分はどういうふうになっているかというお話もさせていただいたのですけれども、このディスレクシアだとかディスグラフィアというもので読み書き障害の子の中にはテストの点数が取れないということで、自分ができないと思い込んで勉強自体を避けたり、不登校になったりする子もいるというような記事があったことも紹介させていただきました。

そこでなのですが、このICT機器を使って個別の状況に応じて学習を進めることができるという可能性が今タブレットを配付していますけれども、そういったものでできる可能性があるものですので、このICT機器の必要性だとか可能性を教職員の皆さんや保護者の皆さんにも知っていただくことが重要だというお話もずっとさせていただいてきました。その中で今、タブレットが配付されていますけれども、ディスレクシアなどの児童・生徒に対してのICT機器を活用した学習について、小樽市ではどのように進めているのか、また現状があれば聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

ただいまの御質問につきましては、おっしゃるとおりGIGAスクール構想に関わりまして、現在全ての児童・生徒に1人1台端末を配付しておりまして、読み書きなどが苦手な児童・生徒に対しましては、教室内の他の児童・生徒の理解をしっかりと促しながら個々の困り感、それから、学習支援ということでタブレットを活用する場面で、例えばキーボードによる入力だとか、あとタッチペンによる入力、それから音声教材も多種出ておりますので、音声教材を活用するなど、各学校で一人一人の状況や習熟度、障害種別に合わせた活用をしているというふう聞いております。

○横尾委員

新型コロナウイルス感染症もあってなったのですけれども、こういったタブレット1人1台という体制ができたことによって、こういった方たちの支援からすると非常によい環境になったかと思っています。その活用を引き続き使って、こういった困り感のある子供たちがどう学習に意欲を向けていくのか。また、こういったことが原因で不登校になったりということがないように、引き続き、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いしまして、私のこの部分の質問を終わらせていただきます。

◎「伝える」から「伝わる」情報発信について

次は、伝えるから伝わる情報発信について質問させていただきます。

まずは、市民への情報発信についてなのですが、新型コロナウイルス感染症による市民の不安は計り知れないものとなりました。少しでも改善しようと行政、国、あと市、道は給付金など様々な事業展開をしましたけれども、いつ、どこに、どのようにすればよいのかなどの情報が正しく伝わらない、伝えられないとの課題が浮き彫りになったと。私によく相談が来るのですけれども、どこに載っているのだとか、どういったことをすればいいの

かとか、かなり相談を受けております。発信はしているのですけれども、そういった現状があります。

市民にとって必要不可欠な情報を市では広報誌や通知書、またはウェブサイトやSNSなどのツールを活用して発信しているかと思えます。しかし、行政としては言いたいことばかりが先走っており、どうしたら住民が理解できるか。この表現やデザインで内容がしっかりと伝わるかというところまで考慮する余裕もなく、一方通行的な情報発信になってしまいがちなのがよく見受けられます。いつ、どのように、どの媒体を使って情報発信をすればいいのかということを考えることが行政の情報発信力を強化することになり、その強化することが有事の際に速やかに情報を届けることにつながるのかと考えております。平時から全職員がきめ細やかな情報発信、広報ができるかどうかというところ。そして、市民の声をどれだけ拾い上げているかというのが非常に重要だと今回感じております。

そこで、多種多様なニーズや環境にある住民を想定し、情報提供の選択肢を平時から準備しておくことが非常に重要かと思っております。そこで改めて確認させていただきますけれども、小樽市の広報の手段としてはどのようなものがあるのかお聞かせください。

○(総務) 広報広聴課長

広報の手段としてどのような手段があるかについての御質問ですが、まず広報おたる、そして市のホームページ、あとSTVの小樽フラッシュニュースですとかFMおたるでの小樽市民ニュース、明日へ向かってスクラムトライ!などメディアでの発信。それから、SNSに関してはフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE、そして市長の定例記者会見ですとか、報道機関へのレクチャーも広報の中に入ると考えております。また、各部署が作成する多数のチラシやパンフレットなどについても広報の一つであります。

○横尾委員

これらの広報たくさん手段ありますけれども、この使い分けについてはどのように考えていますか。

○(総務) 広報広聴課長

まず、広報おたるにつきましては、毎月1日発行で市政一般についての市民全体への周知に使っております。それから、ホームページは市政の周知も含めて、その市政全般のデータベース的な役割も担っていると考えております。

あと、SNSにつきましては一つ一つ申し上げますと、フェイスブックについてはイベントの告知ですとか、現在進めている取組や、行事の様子を報告したりすることなどに使っております。

ツイッターにつきましては、市のホームページの最新情報に関するお知らせを短い言葉で発信する形で使っております。

それから、インスタグラムにつきましては、若い世代をターゲットといたしまして、小樽に住むということの魅力発信のために写真で情報を発信しております。

LINEにつきましては、緊急の情報ですとか、災害情報の発信を行ったり、自動応答メッセージを使って市民の方が調べたいことを調べられるように。そして、ホームページへの誘導の役割も担っております。

○横尾委員

たくさんの使い分けがされるのかというふうに思っております。また、先ほどこういうのも使う年代の話もありましたけれども、年代が違ったりだとか、狙うターゲットを絞ればいろいろな使い方があるのかというふうに思っております。

まず聞きたいのが、市で作成するチラシやパンフレットだとか通知、お知らせなどについてですけれども、市民などにより伝わるようにする文章の作り方だとかデザインなどのテクニックというか技術、そうしたコツだとかこういったものは市職員はどのように習得しているのかお聞かせください。

○(総務) 広報広聴課長

各課が作成する広報チラシやパンフレットにつきましては、現状としましては研修等は行っていなくて、作成につきましては各課に任せているのが現状であります。各課の業務内のことでありますので、作成方法につきましても業者にデザインまで発注してつくっているところもあれば、自分たちでデザインを考えてつくっているところが現状であるとも認識しております。

○横尾委員

各課で、どのように伝えるかというのは対応しているところなのですが、私が最近見たチラシでもすごく見るほうが伝わりやすいなというものもあれば、何だこれ、これで本当に伝わるのかなと正直思ってしまうようなものがあるのです。

こういったものをある程度、やはり先ほどの題名からもそうなのですが、伝えるだけではなくて伝わるようにするというような観点も必要ではないかと。そのような研修も必要なのではないかと考えているのですが、広報広聴課ではどのように考えているかお示してください。

○（総務）広報広聴課長

チラシやパンフレットにつきましては、基本的に誤解がないように正確な情報を正確に伝えるということがまず基本としてあると思っております。分かりやすいデザインなどにつきましては、やはり作成する個人のレベルやセンスが問われているところでありますし、そういうデザインのレベル、作成するということにつきましては、一朝一夕で身につくものではないかと考えております。

職員個々人の意識づけについては必要だとは思っておりますが、どういう研修を行うのがいいのかどうかにつきまして、研修担当も含めて検討していく必要があるのではないかと考えております。

○横尾委員

現状として、そういった各課から発信するものをどのようにするかというところを考える部署というのがないのかというふうには思っております。

それで、市や広報広聴課から様々な情報発信をしていると先ほどの媒体を使っていると思うのですが、これを発信する例えばタイミングだとか場所、伝わりやすい場所だとか伝わりやすい日時だとか、そういったところに配置したら伝わるのだとか、そういったものがあると思うのですが、そういった考えはどのようなものがあるかをお示してください。

○（総務）広報広聴課長

時間につきましては、業務時間内にというところがあると思いますので、特に全庁的に決まりを設けているものではありません。

あと、場所につきましても、チラシやパンフレットをどういったところに置くかというのは各課の対応に任せているところでありますので、全庁的に統一した決まりというのはないのが現状であります。

○横尾委員

考え方でありますが、例えば見てほしいターゲットが昼休み働いている方であれば昼休みの時間に発信するとそこで通知が受けられて見るだとか、日時とかでも、例えば年金支給日に金融機関だとかに置けばたくさんの高齢者が見てくれるだとか、買物に行くだとか、そういったものもあると思うのですが、そういう観点がまずあるのかなのかという部分で確認させていただきました。

広報誌などは市内各所に配置していると思うのですが、例えば、先ほどもありました各部署でそれぞれの関係性などで文書を配置してもらったり、配布してもらったりというつてがあると思うのです。そういった情報が一元化されていけばターゲットを絞った周知だとか、より確実に情報を伝えたいというときに使えるのかと思うのですが、そういった部署ごとに持っている場所だとかつての情報というのは一元化されていることはあるのか、ないのかお聞かせください。

○(総務) 広報広聴課長

ただいまの御質問につきましては、委員のおっしゃるとおり、誰にその情報を伝えたいのかというところのターゲットが異なるところであります。それにつきましては、現在の状況としては広報広聴課で庁内全部の広報について把握している状況ではないというところが現状であります。

○横尾委員

恐らく各課、部署でもどこかに配布したいけれども、どういうつてがあるのかというところは、それぞれで考えてそこで終結しているのかと思っています。そういったところで時間を取るのは本当に無駄を省ける部分でもあるのかと思うので、こういった広報の仕方、広報配布場所、そういったつて、そういったものがぜひ一元化することで業務改善にもつながっていくのかと思っています。

この情報提供の一つの提案です。広報おたるをいろいろな場所に配置されているということは以前、聞いているのですけれども、市の施設に置いていることが多いと思うのですが、市の施設が開設されていない多くの方が買物などを楽しむ休日に営業している商業施設だとか、そういったところの空きスペースを活用して試行的にでもいいので、ここに行けば市の情報をより多く得ることができるような場所、チラシだとか最初は紙媒体だけになってしまふかもしれないのですが、そういう市の情報発信基地みたいなところをつくってみてはどうなのかと思っています。

今、私が見て思うのはウイングベイ小樽の中でも空き店舗のスペースを使って、いろいろな小樽に関する発信みたいなものもさせていただいているようではございますけれども、そういったところに相談をしてみて、そういう市の情報を欲しいという需要があるものなのか、公共の情報を必要としているのかどうなのかというのを試してみるのもいいかと思うのですが、そういった部分に関して見解があればお示してください。

○(総務) 広報広聴課長

ただいまの横尾委員の御質問につきましては、やはりその必要性も含めて検討しなければならない、検討が必要だと思っています。場所につきましても、そういうコーナーをつくったとしても、それを継続的に管理していくことですか、場所の賃貸の問題も発生するかもしれないですとか、いろいろクリアしなければならない問題はあると思いますので、必要性も含めて検討が必要だと今時点では考えております。

○横尾委員

ぜひ市民の方に伝わるようなことを考えていただきたいということで、案というか、アイデアとして伝えさせていただきました。

次、広報おたるのデザインの見直しについて少し聞かせていただきたいのですけれども、CDや本をジャケット買いするのと同じように、広報誌だとかPR雑誌というのはやはり、表紙がどうかというところで結構左右されると思うのですけれども、幾らよい情報が掲載されていても手に取らなければ意味がないと思っています。広報おたるの表紙デザインについてなのですけれども、いつから現在のようになっているのかお聞かせください。

○(総務) 広報広聴課長

今の広報おたるのデザインがいつからかという御質問につきましては、平成15年の4月号から今の形になりました。それ以前は広報おたると広報おたるお知らせ版というふうに2冊に分かれて発行していたのですけれども、それを合冊したのが平成15年の4月号からということになります。表紙に写真を使うというデザインについては、それ以前からも行っておりました。

○横尾委員

広報おたるの表紙の話は今させていただいたのですけれども、情報パレットというのが中であって、これは市民にとって重要な情報を得ることができる場所になると思っています。たとえ表紙がよくなったとしても、手に取っ

てもらえることができたとしても紙面の中身が見づらくて読みにくければ、そこもまた意味がなくなってしまう。この情報の分かりやすさが市の広報力とも考えられるのではないかと思うのですけれども、この情報パレットの情報の分かりやすさという部分が市の広報力と捉えられるという観点はいかがでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

まさに、横尾委員のおっしゃるとおりだと思います。情報パレットにつきましては、今、縦書きと横書きが混在しているのですけれども、それはもともと広報おたるは縦書きが基本で、開き方につきましても縦書きが基本でつくられております。その中に横書きの情報があるというのは、やはり横書きのほうが文字数が多く取れて、それだけ多くの情報を掲載できるということと、それから表などを掲載するときには横書きのほうがもちろん見やすいという、そういった意味があります。

そういうのも含めまして、ただ、縦書きが基本なので情報パレットという何ページかにわたるコーナーの中の統一感を持たせるというために、縦書きがありつつも横書きも中に含めて掲載しているというのが今のつくり方になっております。

○横尾委員

今の答弁の中の、縦書きが基本というのは何かで決まっているものなののでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

決まりというよりも、現在、広報おたるを作成しているソフトが縦書きでつくるというソフトになっているということでもあります。

○横尾委員

横書きのほうが文字数が多いというのであれば、横書きにしたほうがいいのかというところはありますけれども、ソフトの関係があるので、分かりました。

使われているフォントについてなのですが、高齢者や弱視の方も含めて誰にでも読みやすい書体というのがありまして、これユニバーサルデザインフォントというのがあるそうです。そこで、茨城県行方市では平成29年5月から広報誌にユニバーサルデザインフォントを導入したところ、広報誌が読みやすくなったとの声が市民から想像以上に多く寄せられたというような事例も聞いております。市民の3人に1人が高齢者であったそうなのですが、そういった事情もあって市から発信する文章全てにユニバーサルデザインフォントは使えないかというのを検討して、全職員約1,000台のパソコンにユニバーサルデザインフォントを導入したということで、かなり効果があると判断したような話もありました。まずは、小樽市でも広報誌からこのユニバーサルデザインフォントを導入されてはいかがかと考えるのですが、これについてはいかがでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

ただいまのユニバーサルデザインのフォントの導入につきましては、先ほどの答弁とかぶるのですが、現在、広報おたるの作成に使っているソフトがエディカラーというソフトなのですが、これがそのユニバーサルデザインのフォントを使えないというソフトになっております。ただ、今使えるソフトの性質ですとか、性能ですとかの範囲で、できる限り分かりやすい、年代や障害にかかわらず誰もが見やすい、分かりやすいデザインでつくっていくという意識で今、広報広聴課の編集担当の職員はそういう意識でつくっております。導入につきましても、ソフトの変更も含めて見直しの必要性は十分に感じておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○横尾委員

今お話を聞くと、やはり今使っているソフトが古いというか、今のは合わせられないというようなお話もありましたし、お聞きをしました。恐らく、ネックになっているのは財政的な問題なのかと思うのですけれども、財政的な問題があったとしても、ただ伝えるのではなくてより伝わるということであれば、それは十分効果があると思っ

ております。そういったことも含めて、必要性はあるのではないかというようなお話ですけれども、財政的な問題を乗り越えても、やはり情報が市民に伝わるために、そういったものは見直すべきだと強く思うのですが、それはもう一回お示してください。

○総務部長

ただいま、見やすい広報といいますか伝わる広報ということで御質問いただきまして、私どもも、もちろんそういうことだというふうに思っております。

あと、広報誌についてはどういう在り方を今後考えていかななくてはならないのか。今デジタル化が進んでいるということもありまして、そういう形の中でどういう紙面づくりをしていかななくてはならないかということもございますので、そういうところも含めまして総合的に見直しを行ってまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思えます。

○横尾委員

まだ市民の中でもパソコンを十分に使える環境にない方がたくさんいて、20年ぐらいはこの紙媒体どちらにしても残っていく、両方で進んでいくということもあるのかもしれないと思えます。それを考えた上で、検討して、すぐにはなくなるのではないかというふうに思えますので、そこも含めて検討していただきたいと思えます。

◎市職員の情報共有について

最後、市の職員の情報共有についてお聞きしたいと思います。

まず聞きたいのが、どういうふうに市の職員が情報共有をしているのかという点は、市民からの声というのはどういうふうに処理されているのかと、共有されているのかというところです。市政に対する市民からの要望や意見だとかは、市長への手紙、電子メール、市への意見、お問合せ、市民の声などがあると。事務の中でやっているということは確認しておりますけれども、これはどのように処理をされているのか。そして、この内容については、市職員にはどのように伝えられているのか確認させてください。

○（総務）広報広聴課長

市長への手紙については事務取扱要綱を定めております。市民の声といいますか、ご意見・お問い合わせメールにつきましても取扱い手順をつくって庁内で周知しております。

その処理の方法につきましては、やはり市民の方からいただいた御質問、御要望、御指摘につきましては、それぞれ各課に下ろしまして、その回答文ですとか問題の部分については、各課で対応、検討をして回答を作りまして、それを広報広聴課に報告していただくという流れで行っております。なので、回答を作成する中で、各課の中で各課の職員が問題については共通認識を持って対応をしているというふうに認識しております。

○横尾委員

では確認しますが、議会でもいろいろな質問を議員からされていると思うのですが、こういった議会議論については、市の職員にはどのように伝えられているのかお聞かせください。

○（総務）総務課長

議会議論に関する職員への周知でございますが、業務に直接関わる議論につきましては、それぞれの部署におきましてミーティングなどで伝えられているものと考えておりますが、職員向けに議論内容を周知する、先ほどの広報広聴課長から申し上げましたような流れですとか、仕組みというものは現在特にごりません。

なお、庁内で共有しております庁内LANでは、議事録を掲載しております。そのほか仕組みというわけではございませんが、現在ありますユーチューブの動画配信を、業務時間終了後に個人的に見ているといったような話は聞くところでございます。

○横尾委員

この私たちの住んでいるまちである小樽を快適で住みよいまちにするためには、本来であれば住民全員が集まっ

て、考えて、話し合っ、自分たちの手で解決をしていくことが必要だと。それが実際に住民が全員集まってそれを行うことはできないということから、住民の代表選挙で選んで、住民に代わって仕事しているというのが、地方議会議員なのかという、これはほかの市でも書いてあるものがありました。市議会議員というのは、市民の代表として要望や意見を市政に反映させるために、市民に代わって市民生活の様々な課題について慎重に審議し、どう処理するべきかと決めているという説明も書いてありました。

いわゆる市民の声を代弁して、伝えているということなのですから、なぜその市民の声として発せられた議会の議論が、市長への手紙だとか、そのようなものと同じようなレベルで市職員に伝わっていないのかということところが、非常に疑問を持っているところでもあります。

市職員の人たちも、自分たちで行っている業務においてどのような課題や問題があって、議会で議論されているのかというところが分からないですし、もしこれが分かることができれば、市民の目線をより知ることができると思っているのですけれども、いわゆるブラックボックスみたいな形になってしまっているのかと思っています。

実際は、ユーチューブを見るといっても、これだけ長い時間のユーチューブを見るとするのも難しい話ですし、やはり議会で自分たちの担当する部分だけでも市の職員に伝えるというような仕組みを少しつくることできれば、もっとよりよい業務につながっていくのかと思うのですが、このような仕組みをつくることはできないのでしょうか。

○（総務）総務課長

委員の御質問により御指摘いただきましたように、自らの業務が議会などでどのような議論がされているかといったことを、職員の一人一人が知ることは、大切なことと思いますので、いただきました情報共有という課題、その情報共有に向けてどのような方法が取れるか、検討してまいりたいと考えております。

○横尾委員

こういった情報提供・情報共有、そういったものが非常に重要になってくるのかと思っています。様々な議論がされておりますので、そういったことも踏まえながら業務に向かえる市職員を、ぜひ人材育成としても育てていただきたいと思ひます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎市制施行100周年記念事業について

私からはまず、市制施行100周年記念事業について伺いたいと思ひます。

その中でも記念誌の発行について予算の中にも載っておりました。過去に100周年に合わせて、小樽市史に代わる記念誌を作成するような答弁をいただいております。記念誌で市史に代わるものというのは、すごく難しいものになってしまうと理解しますが、記念誌について経過もあるので、100周年にふさわしいもの作ってもらいたと思ひます。そこで何点かお聞きします。

まず編集方針、それから編さんのメンバー、主な内容についてお願いします。

○（総務）総務課長

100周年記念誌の編集方法などについての御質問でございますが、現段階といたしましては、予算編成の中で作成

部数あるいはページ数、それから紙質など、そういった仕様が決まったところでございまして、いずれの項目につきましても具体的にはこれからの決定ということにはなりますが、私ども事務局で考えております案といたしましては、まず編集方針としましては、どちらかというと今までの文字が多いというものよりは、写真集といったようなイメージで視覚に訴えるようなイメージのものを作りたいと。

それから、編さんメンバーといたしましては、その写真といったようなことを中心といたしまして、古くからの市の写真を保有しております博物館、図書館、広報広聴課、それから我々総務課といったところを中心に庁内の関係部局と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

また、主な内容といたしましては、御質問にもございました小樽市史との関わりといったようなことを意識いたしまして、小樽市史写真編というような内容になればといったようなことを想定しているところでございます。

○佐々木委員

そういう写真を使ってという発想は私も賛成ですけれども、今お聞きすると編さんメンバーは、庁内でということだったのですが、市民との協働等について、市民がそこに入って行くということについてのお考えはいかがでしょう。

○(総務)総務課長

現在のところ編さんに関しまして、市民との協働といったようなことは考えてございません。

状況といたしましては、準備の関係もございまして、限られた時間の中で市民の方も一緒に行っていくということを考えますと、どういった方を選定し、どういった形でやっていくかといったような方法というようなこともございますので、現時点では庁内の職員で編さんしていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

はっきり言って、こういうものを作ろうとしたときには、せっぱ詰まっていると言ったほうが良いと思うのですが、ただ、どの程度のレベルのものを作ろうとしているのかということにもよると思うのですが、ある程度ものを作って、それを広く内外にそういうものを見ていただくということであれば、やはり庁内だけではなく、過去の小樽市史や何かのときには、プロの目とか、作家の方とか、退職した校長、文学関係にきちんと知見のある方に入ってもらうというようなことも行っておりました。

ですので、庁内の方のレベルが低いと言うつもりはありませんけれども、作るもののいろいろな幅の広さや深さということを見ると、その辺のところについてはぜひ考えてほしいと思っております。その辺のところはよろしく御検討ください。

次に、小樽市史編さんのために集められる写真を中心にということでしたけれども、私は以前から広報広聴課のところにあるネガフィルムの話ですね、多分10万枚以上残っているということで、段ボールや何かに入っているのですが、そのようなものの活用について、ふだんからお願いをしておりました。そういうものの活用については先ほどから何点か出ておりましたけれども、その活用についてもう少し詳しくお話いただけますか。

○(総務)総務課長

写真を活用してといったようなことで、過去の膨大な写真ということでございます。実際のところ時代的に申し上げますと、直近のものにつきましては、広報広聴課で保有しておまして、その前の時代ということであれば、博物館で保有している。さらに博物館ができる前の時代の写真については、図書館で保有しているといったように今聞いているところでございまして、それぞれの担当部署から職員に編さん作業というような形で出てきて頂きまして、その中から厳選して選んでいくといったような作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

先ほどからお話が出ているように、時間があまりありません。だからといって、中途半端なものにならないよう、

極力努力をしていただきたいと思います。これはやはり歴史的な資料として残るものになると思いますので、その辺のところこの件については、最後をお願いします。

○(総務)総務課長

編集作業はこれからになりますので、実際のところ準備の遅れというのは、御指摘のとおりでございます。

時間はあまりございませんが、10月に式典を行いたいと思っておりますので、10月に行う式典時までの完成を目指して頑張ってもらいたい、努力してもらいたいと思っております。

○佐々木委員

少し記念誌とは別に、今の話に出しました広報広聴課に眠る写真、それから博物館等にある写真は、かなり幅広い年代のものが残っております。そういう写真を少しイベント的に考えて、例えばネット上で100周年の特設サイトを作ってそういうのを少しずつ紹介していくというようなのを今から始めるということは考えられないでしょうか。歴史あるまちとして、そういうものをやっていくということは、今から盛り上げるために非常に有効だと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

100周年記念に関する特設サイトを作って公表してはどうかといったようなところの御質問でございますが、他市においても今いただきました御質問のようなサイトを設けて、写真ということに限らず、どういったイベントとか、どういう方針でやるといったようなことを設けて行っているところもございますので、今後検討してもらいたいと考えております。

○佐々木委員

これも以前にお聞きしたことなのですが、せっかくの100周年記念、いろいろな事業がこれから出てくるということで、それを網羅した一覧表、それからイベントカレンダーのようなものを作っていつはどうかということも提案していましたが、この件についてはどうなりましたか。

○(総務)総務課長

イベントカレンダーにつきましては、以前の御質問において御提案をいただいております。市民の方に多くいろいろな行事、それから100周年という事業に参加していただく観点から考えますと、重要というふうに考えております。

今後どのように進めるか、例えば広報おたるでの公表、あるいは市ホームページの掲載など、手法について検討してもらいたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

それから、この100周年なのですが、実は小樽市は1922年8月1日に誕生しているのですけれども、札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、これはともに同じく誕生しているのです。ですから、市制施行100周年が今の言ったまちでも同時に行われているわけです。この他市とも様々なアイデアを出して、何か100周年事業を契機にいろいろなことをそれぞれ考えられているのです。新型コロナウイルス感染症に負けないようにというようなテーマもあるようですが、こうした共に100周年を迎える市と連携をして、何かイベントの企画というものはできないものなのかと考えますが、例えば本市から他市へ何か提案とかしていくということは考えられないでしょうか。

○(総務)総務課長

100周年記念事業に関する他市との連携ということでございますが、今回100周年を迎える市が幾つかございますので、それぞれのまちの取組状況、あるいは進捗状況について、電話等での聞き取りを行ったりといったようなことで情報収集をしたりということでの接点を取っているところがございます。

その担当レベルの中では、例えば一緒に100年を迎えるので、何かできることがあればいいですねといったような

話というのは出てはくるところでございますが、先ほど委員からございましたように、例えば函館市ですとか釧路市、旭川市でといったようなこの距離感のある中で、実際のところ具体的にではどういことができるのでしょうかというところはどうしても話がとどまってしまうというのが現状でございます。

そういった状況からして、先ほど本市から他市への提案というところでございますが、現状、私どもから他市に投げかけをして、こういうのはいかがでしょうかというところに至っていないので、提案というのはなかなか難しいという状況でございます。

○佐々木委員

今こそそういう距離というものが無い、インターネットのいろいろな発信や何かもあるわけですから、そういうことも含めて少し考えていただければと思います。小樽市になくても、ほかのまちから提案があるかもしれませんのでね。

以前の答弁で、2022年だけで終わるのではなく、期間にある程度幅を持たせて100周年事業を考えていくとの御答弁もいただいています。その幅の中で予定されていること、考えていることはありますか。

○（総務）総務課長

100周年記念事業、幅を持たせてという以前にも御質問をいただいた件についてですが、2022年度前後の年度に開催する事業で、記念事業に位置づけといったものを考えているものにつきましては、現在のところ2023年に本市で開催されます全国町並みゼミといったようなものを位置づけたいというふうに思っております。

これにつきましては、歴史的な集落や町並みで、歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる全国の団体で構成され、私どももその構成に入っておりますが、その構成される全国町並み保存連盟といったようなところが主催する事業になります。

また、同じく2023年、来年になりますが、小樽運河の100周年にも当たりますので、そのことも含めPRをしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

そのような事業を楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

◎オンライン学習の位置づけについて

質問を変えまして、オンライン学習の位置づけについて伺います。

コロナ禍で学級閉鎖が続く中で、教員方は何とかオンライン授業等を行って学びの保障、一生懸命努力をされています。

しかし、教員方からお聞きすると、つらいのはそうしたオンライン授業を工夫して行っても、また、生徒が一生懸命それを受けても、その分が授業時数にカウントされない。結果として、子供たちが戻ってきてからその分、授業を同じ内容をやるかどうか別にしても、標準授業時数を満たすために、限られた時間割の中に詰め込まなければならなくなっているということをお聞きしました。そのとおりであれば、教員方は必死になって、慣れないオンライン授業に取り組み、子供の学習を保障しようとしても、厳密にはそれが制度上授業として扱われないということになります。こういう件について、本市でのオンライン授業の授業時数上の扱いについて、まず伺います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

国や道教委では、オンライン学習など自宅で学習した時間については、授業時数に含めないものとしておりますので、本市においても同様の取扱いとしております。

○佐々木委員

ということなのですね。学校教育法施行規則によって示される標準授業時数というものがあります。原則的にはそれを上回ることが求められていると聞いていますし、そのとおりやっています。

ところが、文部科学省の新型コロナウイルス感染症対応のQ&Aを見ますと、「非常時に臨時休業等を行い、学

学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません」とあるので、必ずしも絶対に上回れということではないというふうに私は把握しているのですけれども、市教委としてはどのようにその件を学校現場には伝えているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

国や道教委からの通知に基づき、非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を下回ったことのみをもって規則に反するものとはされないということは、既に各学校へ通知しておりますが、現在は2年前のように数か月にわたって臨時休業が長期化している状況ではないことや、新型コロナウイルス感染症に関わる学級閉鎖等の期間が14日間から5日間に短縮されていることなど、標準授業時数の確保に取り組める状況にあることから、児童・生徒の学びを保障するため、年度内において未履修とならないよう指導しているところであります。

○佐々木委員

そうなのですね。未履修にならないよう指導をされているので、今言ったようなところのきつさが出てきてしまっているのが現状だということです。

もちろん何事もなければ、対面の授業で教員と生徒が交流していく、授業を受けるのが大前提ですけれども、今回のコロナ禍での家庭学習とのオンラインを活用した授業、これ授業時数にカウントできないものなののでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

先ほども申し上げましたとおり、オンラインで学習した時間については、授業時数にカウントすることはできませんが、児童・生徒の学習状況や成果を学習評価に反映することができることとなっております。

○佐々木委員

ということで、結局はできないということですが。

できないその理由というのは一体何なのでしょう。私も少しいろいろと調べましたけれども、なかなかそこは分からなくて、市教委で押さえていることがあればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

その理由につきましては、近年の新型コロナウイルス感染症関係の通知には明記されておませんが、文部科学省の学習指導要領のQ&Aには、授業時数としてカウントする場合、教師は生徒を指導できる状況にある必要があり、教室にすることが原則と示されていることが理由なのではないかと考えております。

○佐々木委員

そうであれば、この学びの保障のために、このオンライン授業の役割というものはどういうものなのかというのを、もう少し考えさせられるのです。

文部科学省から2021年2月19日に、感染や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について、全国の学校設置者に通知を發出しています。そのオンラインを活用した学習指導を特例の授業として認め、十分な学習内容の定着が見られれば、再度の対面指導は不要としているそうです。これはオンラインの家庭学習を授業時数にカウントできるという話とは違うのですね。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

このことにつきましては、オンラインでの学習を授業時数にカウントできるということではなく、児童・生徒の学習状況や成果を学習評価に反映することができるなど、自宅などにおける学習の取扱いを示しているものでございます。

○佐々木委員

そこが違うというところと、カウントができないということが結びつかないでいるのです。教員方、子供たちの努力をオンライン部分を認める上でも、これだけオンライン授業の必要性を強調していることとの整合性を図るよ

うなことから、文部科学省や道教委に授業時数にカウントすることを、市教委から求めて行く、上申していただくということはいかなるのでしょうか。いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

ただいま、オンライン授業を授業時数にカウントするよう、文部科学省や道教委に求めていただきたいとの御質問がございました。それで、令和3年10月12日に指定都市市長会が文部科学省に対して、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言」というのを出してございまして、その内容ですが、オンライン授業を希望する家庭から授業を受けているのになぜ出席停止扱いになるのかといったような声などが寄せられていることを踏まえ、オンライン授業に参加した児童・生徒について、出席停止とは異なる取扱いにしてほしいといったことを求める提言書となっております。

こうしたことから、今後これらのオンライン学習の取扱いについて、本市が所属している北海道都市教育委員会連絡協議会の関係自治体ともどういった要望ができるのかも含めて、意見交換をしてみたいと考えております。

○佐々木委員

そういう取組があるということが分かりました。

コロナ禍になって様々な教育制度上の矛盾というか不足というか、そういうのが少し明らかになってきているのかというふうに思います。そうした中にこの課題も入るのかと思いますが、現場にそのつけが回っていくというのは避けたいと思いますので、これからも市教委の働きに期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

○高橋（龍）委員

◎移住政策とひと旗プロジェクトについて

最初の項目では、移住政策とひと旗プロジェクトについて伺いたいと思います。

今回示されました移住政策のスローガンで、「ここが、一旗あげる場所。小樽市」とうたわれていますけれども、これは市の理念を表現して外に向けたキャッチコピーとしても発信していくものと認識しています。

まず、このひと旗プロジェクトに関連して、何か定量的な目標設定というものは行っているのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今回のプロジェクトを実施するに当たって、特に目標値は設定しておりませんが、第7次小樽市総合計画や第2期小樽市総合戦略に掲げた、関連する指標が目安となると考えております。

○高橋（龍）委員

直接的にはなくても、関連するKPI等が一定の目標になるということですね。

小樽で一旗あげるための支援として、創業起業支援を行うということも示されていますけれども、こちらにも大変期待をしているところです。ただし、創業起業支援は、これまで商工会議所とも連携して行われてきたというふうに考えていますけれども、これがさらに一歩進んだ形になると理解してよろしいのでしょうか。どのような中身を考えておいでなのか、御説明をいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

商工会議所からは、このプロジェクトの趣旨に御理解をいただいております、具体的な中身については今後のお話となりますが、商工会議所は業務に創業支援などを掲げ、各種情報、知見、経験などを有しているため、これまで以上に密に連携を図っていかねばならないと考えております。

○高橋（龍）委員

商工会議所では商人塾などは、企業に対しての支援なども行っているのです、そういったところも含めてサポートというのが望まれるのかと思います。

こちらのプロジェクト、移住者をまずターゲットにするということですが、その移住者はさらにどのような方をターゲットにしているのかということも重要になってきます。マーケティング的な観点で申し上げますと、ターゲットを設定せず幅広に行きますというPRでは、どうも精度が低くなってしまわないかということが想像されます。そうした移住者を首都圏から呼びたいのか、あるいは関西等の他地域の都市部などもターゲットにするのか。もっと言えば、道内の近隣自治体からの転入ということも移住ということを考えれば、例えば札幌市からの誘引というのも物理的な距離も近いですし、ハードルが低いという可能性もあります。この点、その移住者のターゲット設定ということについての考えを示させていただきたいと思います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

今回のプロジェクトは、まずは起業を目指す移住希望者をターゲットにしており、地域を絞ることは現在考えておりません。地域を限定せずに小樽に来たい、小樽で一旗あげようとチャレンジする方をお支えしたい、そういうものであります。

○高橋(龍)委員

では、切り口が地域ではなく、起業を希望される方だということですね。

少しまた戻ってしまいますけれども、私としては、呼びかけの地域ということもマーケティングに当たっては重要なファクターになるとは思っています。ターゲットによってPRに用いるべき媒体ということも変わる上、移住先の選定に際して望まれるものということも、その地域によって違うのかと思うからです。

仮に子育て世代に呼びかけるとした場合にも、首都圏の方に響くことと、札幌圏の方に望まれるものというのは、また違うというようなことです。起業の意向のある方でも同様で、その業態であるとか、年齢層でも響き方には差異があると感じています。

ここでお聞きしますが、異なる属性の方に対して効果を十分得られるようなPR方法・戦略を立てていただきたいと考えますけれども、そうした観点で施策を展開していくという認識はお持ちでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

先ほど申し上げたとおり、今回のプロジェクトについては起業を目指す移住希望者をターゲットにしておりますが、これは少子化対策や子育て施策のみでは他市町村との差別化を図ることが難しいことから、小樽の魅力や歴史に訴求したスローガンを掲げ、積極的な情報発信を行い、移住の促進やイメージアップを図ることを目指しております。

今後の進め方につきましては、まずは既存の創業支援事業などを分かりやすくパッケージ化し、新たに立ち上げるホームページで情報発信を行います。

施策の展開方法につきましては、プロジェクトチームで検討していくこととなります。

○高橋(龍)委員

この点ターゲット等、セグメント等に関しては、また改めて御質問をさせていただきますけれども、ここから少し細かな話に入っていきます。

小樽で一旗あげていただくためには、市内にマーケットが存在しているか、拠点をここにしたいとして、市外に対して販路をつくりやすいという優位性があるなどということが肝要になってきます。例えば、飲食店を例にすると、立ち上げのハードルは低いですが、早期の廃業率が非常に高く、開店2年以内に約50%、3年以内に約70%が店を畳んでしまうという状況があります。幸いにして、本市は観光という武器がありますので、人口規模が同程度のまちと比較して集客しやすいという地盤はあると考えています。それでも、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延ですとか自然災害などに際して、外的な要因で売上げが左右されやすい業態であることには変わりないと思います。

そして、そのほかの業種にしても、スタートアップから軌道に乗るまでの間の行政からのサポートがあると、な

いとでは、経済的な部分はもちろんですが、心理的にも全く違うと思っています。せっかく移住をしていただいて、新たな事業を立ち上げたけれども、それがなかなかうまくいかずに志半ばで諦めてしまうということを防ぐためにも、プロジェクトの中に伴走のシステムも組み込むべきではないかと思えます。

市が中小企業等に関して補助事業を行っている、それはもちろんのことですが、道や国の補助についての情報提供ですとか、申請に際しての支援、加えてコンサル的な役割とまではいかないにしても、中小企業庁など経営に関するアドバイスを受けられるという制度があります。従前から相談があれば適宜つないで来られたと思いますが、仕組みとしてきちんと位置づけて、創業の前の段階でお知らせをしておくというのも、このプロジェクトを進めていく中で考えられるのではないかと思えます。

このひと旗プロジェクトでは、移住と創業支援のパッケージ化をするということでしたので、もう既に検討済みかもしれませんが、今、申し上げたようなスタートアップ期の支援について、このプロジェクトにおける位置づけ、そして市の展望に関してお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

これまでも商工会議所に設置している創業支援ワンストップ相談窓口において、起業に当たっての心構え、事業計画、資金計画の作成・相談から、補助金や融資の紹介などきめ細かに創業前に相談を受けており、これまでも市との連携を図っていただいておりますので、商工会議所のお力も借り、市に寄せられる起業を目指す移住希望者の相談を実現するよう、連携を密にしたいと考えております。

○高橋（龍）委員

このパッケージの中で、不足がないようにと言いますか、一步進んだ支援が望まれるところであります。

また、このひと旗プロジェクトは三つの段階が設定されています。

一つ目に、移住者、その次の段階として市内の方、3番目に小樽全体がというフレーミングになっていますけれども、この移住者に向けてと市民向けの支援、どちらを先にするのが正しいということではないですが、市内の方に向けた既存の創業支援を強化することを先にやるほうが、新規創業が進むスピードが早いのではないかというふうにも感じるのです。三つのステップ、この順番を設定した際の意図に関して御説明をいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今回のプロジェクトの進め方につきましては、移住促進策として、現段階では第一弾として起業を希望する移住者にターゲットを当て、優先して進める考えでございます。

○高橋（龍）委員

ここから経済の分野に入るので、本日はこちらで次の項目に移していきたいと思えます。

◎行政改革について

2点目、行政改革について伺います。

昨日、DXについて伺いましたが、まずはデジタル化、つまりそのDXのDの部分を進めるという御答弁でした。本日はDXのXの部分、トランスフォーメーションです。変革・改革の部分について伺います。

昨年4月から庁内の組織機構が新たになりまして、初年度が終わろうとしています。子供分野は新設したことも未来部になり、福祉部と医療保険部が統合されるなど、見直しが図られたところであります。組織再編自体の評価をする時期はまだ先であるかもしれませんが、ここからの動きを見ると、さらに形を変えなくてはならないと考えています。

今本市で行財政改革を担っているのは財政部であると認識していますが、事務分掌上の職務内容をお示しく下さい。

○（財政）尾作主幹

事務分掌上の職務内容につきましては、小樽市事務分掌規則の財政部の欄に行財政改革についてのことと定めら

れております。

○高橋（龍）委員

一般的にいわゆる行革の担当は総務に置かれることが多いと思いますが、行財政改革として財政部に担当が配置されていることの理由をまず御説明いただきたいのと、昨日の御答弁の中ではデジタル化を先にとりという御答弁でしたが、やはり業務フローにまで及んで、職務の流れを変更する必要があることから、デジタル化のDと改革の部分Xを切り離すのではなくて、一体的にDXとして取り組むのが望ましいと考えますが、デジタル推進室の中、あるいはその上に行革担当を置くということは視野に入れられないのかという点、二つ聞かせていただきます。

○（財政）尾作主幹

私からは、財政部に担当が配置されていることの理由につきまして御説明いたします。

本市におけます行政改革担当業務につきましては、平成20年4月1日より総務部行政改革担当主幹を廃止し、財政部財政健全化担当主幹へ一元化されております。その理由は、当時本市におきましては、財政再建推進プラン実施計画というのがございまして、それに基づき財政健全化の取組を進めておりました。その際、取り組むべき項目や考え方が重なる部分があり、一体的に業務を行うほうが効率的であると考えたためであります。

○総務部長

私からは、行政改革担当をデジタル推進室の中、または上に置くということはどうかということでの御質問をいただいた件についてのお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回、行革担当をデジタル推進室の中に取り込むことはどうかということで、検討はさせていただいたところでございます。ただ、現時点でその行財政改革担当の持っている業務というのが、今回予算でもお示ししていますけれども、キャッシュレス化というのがあるほかに、業務量調査というのも担当して持っているわけでございます。

業務量調査につきまして申し上げますと、RPA化していくというものもあれば、会計年度任用職員に換える、または業務委託に換えていくというようなところも、手法としてどうするかというところを検討する部署ということで、会計年度任用職員化とか委託化というところの部分でいいますと、デジタル担当というところに持っていくというのは少し難しい面があるかというところの判断もございましたので、今回そのようなことからデジタル推進室の中、または、上ということでの整理ができなかったということでございます。行革担当につきましては令和4年度は無理でしたけれども、5年度についてはどういう形で設置するのがいいのかというのは、改めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎行政のデジタル化について

それでは、私から行政のデジタル化について伺います。

前回定例会の総務常任委員会でも一定程度は質問しておりました。今回さらに予算とも関連をしてお伺いをしたいと思います。

まず、行政のデジタル化が自治体に及ぼす影響として、どのような問題があるかということについてです。デジタル庁のデジタル臨時行政調査会は2021年の末に書面提出や対面を義務づける法律や政省令、通達など4万件を見直し、今後、規制緩和を行うことを打ち出しました。小樽市としてこうした規制緩和について、どのような情報を得ているのか伺います。

○（総務）木島主幹

デジタル担当としてお答えさせていただきたいと思いますが、こちらにデジタル臨時行政調査会が開催される旨の連絡というのは、特段入ってはきておりません。

しかしながら、業務の情報を検索しているときに、このデジタル臨調が開かれているということ、それとデジタル化に支障がある既存のルールを見直すために法令等の確認を行うこと、将来法改正などを行う方針であること、既にその作業には着手していることにつきましては、インターネット上で確認をしているところですが、内容の詳細までについては承知しておりません。

○酒井委員

そうなのです。そういった情報自体は公開されているので、誰でも見られる状況にはあるのです。その中で目視規制、定期点検、検査、常駐、専任規制、証明書、報酬、閲覧に対面書面を求められると思われる記載については緩和していく、こういったことが記されていたわけであります。

私はこうした規制緩和は必ずしも安易とは言えないかもしれないのですが、安易な規制緩和は、市民の安全・安心を揺るがすこと、このことを私は懸念しているのですが、いかがでしょうか。

○（総務）次長

規制緩和の実施に当たりましては、個人情報の保護なり、必要な措置が適切に講じられるものと考えておりますので、規制緩和が市民の安全・安心を揺るがすことに直結するものとは認識しておりません。

○酒井委員

私はかなり問題だと思っております。

次に、対面サービスの後退につながるのではないかと懸念についてであります。

この間、各地の自治体でデジタル化を口実に窓口の削減、それから紙での手続の取りやめが相次いでおります。

群馬県前橋市では、移動困難者対策としてタクシー運賃を一部支援する、マイタク制度というそうでありますけれども、ここで紙を廃止し、2020年4月からマイナンバーカード利用に限定しました。東京都北区では、区民事務所7分室を撤廃、練馬区でも11出張所を廃止しています。

本市における行政のデジタル化で、こういったサービスの後退につながらない歯止めはあるのでしょうか。

○（総務）次長

住民の利便性の向上のためにも、行政手続のデジタル化の推進は行っていくべきものと考えておりますけれども、行政サービスの在り方につきましては、高齢化や地理的要因など本市が抱えている事情等も考慮しながら、デジタル化とは別に考えていかなければならないものと認識しております。

○酒井委員

窓口での個別の相談業務は、多面的な住民の要望に応える仕事であります。デジタル化によって窓口対面でのサービスを縮小していくことは、認められないというふうに思います。

次に、自治体の窓口業務はどうかという問題であります。

政府は自治体の窓口業務について、オンライン申請を推進し、住民の利便性の向上と業務の効率化を図るとしてあります。本市ではデジタル化における窓口業務について、どのように考えているのでしょうか。

○（総務）木島主幹

今、委員おっしゃったとおり、住民の利便性向上ですとか、業務効率化がこのオンライン化によって図れると考

えておりますので、こちらは推進していきたいなという考えでございます。

○酒井委員

埼玉県深谷市の例ですけれども、ここではデジタル化を推進する業務改革モデルプロジェクトとして国の実証実験を行っております。そこではタブレット端末を使った顔認証・文字認識タブレット画面上での入力、審査、交付するというものであります。

そこでは、年長の世代になるほど、画面の利用しにくさによって消極的な評価となっている。それから、セキュリティの問題におきましても、他人の免許証に別の顔写真を貼って、本人確認の手続をするなりすまし、さらに偽造カードの検知、これについては難しいというものが出されておりました。

結論では全ての窓口をオンライン化するのではなく、住民それぞれアクセスしやすい対面窓口を併設することが現実的だというふうに記されておりました。このような実験結果について、本市としてどのような所感を持ったのでしょうか。

○(総務)木島主幹

こちらの実証実験の報告書は拝見させていただきました。繰り返しですけれども、まずオンライン化というのは必要なものとは思っているのですが、中の報告書を拝見させていただくと、ふだんタブレットの操作に慣れていない方が操作するときには、入力画面だとか操作法だとか、そういったところで端末の使用しにくさにつながっているというところもございましたので、現状で全ての方がスムーズにオンライン申請ができる状況にはないと思っております。

ですので、対面窓口を残すという必要もあるのかというふうには考えております。

○酒井委員

そうですね、やはりこの結論にあるように、対面窓口を併設することはやはり大事なことだなと思っております。

私自身は、一部の例外を除いて行政手続のデジタル化については、若干否定的な立場なのです。ただし、全否定はしているわけではないのです。やはり利用しやすいデジタル化についてはどんどん進めていくべきだ。その一方で、アナログもしっかり残していくべきだと。やはり大切なのは、デジタルもそしてアナログもという観点であります。

行政サービスにおいて、使いたい人が使えばいいというような自己責任を持ち込むことは、決して許されないことだと思っております。さらに、行政サービスに格差、いわゆるデジタルデバインドと言われるものでありますけれども、それがあってはならないのは当然であります。

デジタル化が万全ではないことは、コロナ禍でも明らかです。災害時、停電をしたらデジタルは機能しないというような問題もあります。

私はやはり何でもデジタルにするのではなくて、デジタルを生かす、こうしたことこそ必要だと考えますが、本市のお考え方を示してください。

○(総務)木島主幹

何でもオンラインにするのではなくて、アナログも残すべきではないかというところのお話だと思うのですが、オンラインにするということで利便性も当然生まれてきますので、使いにくいと思われる方に対するサポート、委員おっしゃっていた部分のデジタルデバイト対策です。こちらも必要、検討すべき課題だとは考えておりますし、いきなり全ての手続をオンライン化にして、アナログは一切やりませんよということにはならないというふうに考えております。

その一方、使える方に対しての行政サービスとして、オンライン申請ですとか、そういったものは時間や場所にかかわらず、できるものとして利便性が高いと考えておりますので、こちらはこちらで検討を進めていくべきものだと考えております。

○酒井委員

そうですね、何でもかんでもやはりやってはいけないと思うのです。それにもっとやってはいけないのが、事実上オンラインでなければ非常に手間がかかるようなことにしてやってしまうということも、あってはならないと思うのです。これからこうしたことを進めていくに当たって、やはりしっかり肝に銘じておかなければならないことだと思っております。

次に、情報システムの共同化・集約についてであります。

政府はシステムの標準化について、デジタル社会の実現に向けた重点計画では2021年度中を目途に地方公共団体情報システム標準化基本方針を定め、2022年夏を目途に標準仕様書を策定するというふうにされております。標準準拠システム利用の義務づけによって、2022年夏ということですから、早ければ2023年度から2025年度までに新システムへの引っ越しが必要になる。このような理解でよろしいかどうか確認したいと思います。

○（総務）情報システム課長

委員のおっしゃるとおりでよいかと存じます。

○酒井委員

それでは、本市においてはどのようなスケジュールを想定されているのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

現在の想定ではございますけれども、2025年、令和7年12月までに標準準拠システムへ引っ越しをしまして、翌1月に新システムを稼働させるというスケジュールでございます。

○酒井委員

ところで、この標準準拠システムについて標準化の対象業務17業務となっておりますが、現在どのようになっているかどうか少し確認をしたいと思っております。

○（総務）情報システム課長

当初は委員おっしゃるとおり、例えば住民基本台帳とか個人住民税、それから介護保険、児童手当といった17の業務ということで進んでおりましたけれども、その後、国の検討によって戸籍、戸籍の附票、それから印鑑登録の3業務が加わり、20業務ということになったところで、今年の1月4日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令が公布されたところでございます。

○酒井委員

この標準準拠システムの移行について、通常であれば国庫補助については全額だというふうには思うのですけれども、これについてもどのようになっているかお示してください。

○（総務）情報システム課長

補助の内容でございますけれども、国がガバメントクラウドというものをつくって、そのガバメントクラウド上でアプリケーションの事業者が提供する標準準拠システムへの移行に伴う事業、例えばシステムを移行していくわけですから、データそのものに移行していかなければなりませんし、環境そのものも構築していかなければならないと。そういった事業に対しての補助金がございます。

○酒井委員

新システムに移行分については国庫補助の対象ということであります。

ただ、一部が引っ越ししたことで、移転しないシステムに変更が必要となったというふうになったとしても、国庫補助の対象とならないことは国会でも指摘されていたわけでありまして。こうしたことというのは、事実なのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

先ほど申し上げた補助金の交付の要件として、標準化の対象となっている全ての業務は、そのガバメントクラウド上で提供されるシステムへの移行に係る取組というのを前提にしているものですから、国会でそのようなお話になったものと考えております。

○酒井委員

次に、自治体独自の施策を抑制する懸念についてであります。

政府は自治体の情報システム運用経費については、2018年度比で少なくとも3割減、これを目指すことを閣議決定しているわけであります。そのため、地方公共団体の情報システム標準化に関する法律では、カスタマイズについては効率的であると認められないとできない、こうしたことが問題となっているわけであります。

それでは、その地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の第8条の2項を読み上げてください。

○（総務）情報システム課長

では、読み上げます。第8条第2項ということで、「地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。」

○酒井委員

いずれにしても、効率的でなければカスタマイズできない。では、効率的だというのはどういうことかというのが、なかなか今は分からないのです。

私が懸念するのは、自治体自身がやっている施策、例えば、子どもの医療費の無料化、こういった施策については守られる保障があるのかと私は懸念を持っているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）情報システム課長

今回の標準化システムの移行と、それから本市もやっている自治体独自の施策の実施については、別な話でございます。また、標準化を理由として独自施策に対する規制といった通知が国から来ているわけでもございませんので、その二つを連動させて考えるべきものではないと考えております。

○酒井委員

いずれにいたしましてもデジタルの技術は、誰が何の目的でどのように使われるのか、このことが問われると思います。住民の福祉の増進、そして職員の労働条件の改善、こうしたことが図られることは重要でありますけれども、セキュリティを脅かされることや、デジタル活用が強要される、こういうことは、私はあってはならないことだと思います。

最後にデジタル外部人材関係経費について伺います。

民間の知見を生かして本市のDXを推進するため、外部人材を招聘と説明され、業務委託として行うとしておりますけれども、今回CIO補佐官としての業務を委託するというふうにしていますが、他の自治体では特別職非常勤職員として任用している例があります。補佐、アドバイザー、こうしたものではなく、CIOそのものも任用している例もありました。今回、業務委託で進めるに当たった経緯について示していただけますでしょうか。

○（総務）木島主幹

こちらにつきましては、本会議で市長からも御答弁させていただいているとおりのことですが、自治体DX推進計画でも推進体制の構築に当たり、この外部人材の活用を検討することとされていること、それと本市職員のみでデジタル化を推進することは難しい面もあるということ踏まえまして、招聘を検討したところでございます。

その中で、既に本市の情報システムの導入等への助言をいただいていたところがございます。そういった中で、本市の状況をよく理解されているということ、それとデジタル化についても知見を有しているということがございましたので、今回この行政情報アドバイザーという形で、引き続き委託とさせていただいたところです。

○酒井委員

少し違うかなど。私が聞いているのは、ほかのところではもっと踏み込んで、業務委託ではなくて、CIOそのものも特別職の非常勤職員として任用されているような、もっと踏み込んだものがあると。

それから、CIO補佐官としての業務を委託するのではなくて、CIO補佐官として特別職非常勤職員として任用している例もある。だけれども、小樽市はそれから一步、二歩下がった状況で委託をしているのはなぜですかというふうに伺ったものですから、もう少し説明いただけますか。

○(総務)木島主幹

申し訳ございません。こちら先ほど自治体DX推進計画の中でも推進体制の構築というところが述べられているということで御答弁させていただきましたけれども、その中には正職員として任用する場合、それと御質問の中にあつたとおり特別職の非常勤職員という場合もございまして、その中で、あと委託で行うというケースもあるということで例示がございましたので、小樽市としては、まず小樽市の状況を分かっている方が委託でやっていただいているという現状があつたということ踏まえて、委託を選択させていただいたということなのです。

○酒井委員

そうはいつでも、かなりほかの突っ込んだとこよりも一步、二歩下がっているということは言えたとしても、やはり懸念されるのは、企業的意思によって自治体行政が影響を受けることにならないか、行政の公正性に問題がないかどうかであります。この点についてはいかがでしょうか。

○(総務)木島主幹

今回、委託をお願いしているところも、行政情報アドバイザーについてはあくまで業務の支援ですとか、助言ですとか、そういった業務ということになっておまして、直接的に何かの業務をやっていただくというものではございませんので、市の行政に対して何か恣意的な運用になるというところは少し考えにくいのかとは思ってございます。委員おっしゃるような行政の公平性に問題が生じるということはないのではないかと考えております。

○丸山委員

◎稲穂小学校のしらかばホールについて

まず、稲穂小学校の改修の件でお聞きをいたします。

新年度の予算で、稲穂小学校の改修500万円が計上されておりました。稲穂小学校では今、小樽市勤労女性センターにあります放課後児童クラブが2階のミーティングルームに移転される予定になっています。このミーティングルームの機能を3階の多目的教室に持たせるということ、これまでに市から説明を受けております。

昨年、第3回定例会の予算特別委員会で、稲穂小学校移転後の放課後児童クラブの定員についても私少し心配だったので質問をしております。最大利用人数は54人と聞いています。しかしながら、2016年度から2020年度までの平均の児童数は71人なのです。最大のその利用人数を超えると、そういったところの見解を聞いたのですけれども、近年の利用人数が減ってきていると、そういう推移があるから最大利用人数は定員を超えないと、もし超えた場合には改めて学校との協議をするということを確認させていただいたところです。つまり、ミーティングルームに放課後児童クラブが入りますから、ここを改修する必要がある。それから、この機能を3階の多目的教室に持たせるということで、ここの改修はあるのだろうというふうに受け止めたところです。

しかし、今回提出された予算では、放課後児童クラブとして使用するミーティングルームの代替として、3階特別活動室及び玄関前の多目的ホールを改装すると、多人数での集会等が可能なスペースを整備すると書かれていまして、これでは私が今まで受けてきた説明とは違うと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(教育)施設管理課長

学校からはしらかばホール、玄関前のホールなのですがけれども、こちらの改修につきましては要望をいただいていたところではございます。しかし、予算がかかる事業であることから、改修内容などにつきまして学校を含め関係課と調整等を行う必要があったものでございます。

○丸山委員

確認しますけれども、以前からそのしらかばホール、玄関前ホールのその改修については考えられていたということ、そういう意味の今答弁だったということですか。

○（教育）施設管理課長

第3回定例会のときに、こども未来部から御報告させていただいたということでお話しいただいたと思いますが、年度当初の時点でそういう方向性が決まる話合いの中の一つとして、このしらかばホールの話の要望というのもあったことは事実でございます。

○丸山委員

それで、改修するということなのですが、玄関前ホール、どのような改修をする予定なのかお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

現在、ホール中央にありますシラカバ人工樹木、あとパネルヒーター及びフロアベンチを撤去しまして、壁側の4か所に新たに暖房パネルを新設することによって機能面を意識した改修を予定しているところでございます。

○丸山委員

確認ですけれども、ふだんはホールとして、通り抜けできるようになると思うのですが、ホールとして使えるというふうに考えていいのですか。

○（教育）施設管理課長

現在も可動式の壁になってございますので、通常から締め切るというふうには聞いてございませんので、ふだんは通り抜けできるというふうに聞いてございます。

○丸山委員

予算の資料には玄関前ホールと書かれていますけれども、子供たちは、ホールの真ん中に本物ではありませんけれどもシラカバがあるので、しらかばホールというふうに名前をつけて親しんでいるスペースなのです。特別なスペースなのです。

ほかの教室とも違う、大切な場所だと思うのですが、そういった認識は、教育委員会はあるのですか。

○（教育）施設管理課長

この人工のシラカバの樹木になりますが、開校から設置されているものでございます。しかし、学校といたしましては、遠足や修学旅行、課外活動といった場合の出発式、到着式などを行う場合に、学校運営で全体活動がしにくいといったことや、枝のほこりなど衛生面の問題があるといった要望がございました。こういった課題解決に向けまして、この機会に学校としての機能面の充実を図るために改修を行うものでございます。

○丸山委員

枝のほこりが気になるというのは、そのとおりだというふうに思います。ただ、学校の大切な場所であって、そのしらかばホールも子供たちが休み時間や学校朝、夕方など友達とおしゃべりをする、誰の目も気にしないでリラックスしてお友達と交流できる、教員と交流できる大事な場所なのです。そういうところの手入れを、これはしっかりとするということが基本なのではないかと思えます。

出発式など行事の際に使うということについても、体育館だとか別の教室でもできるのではないかと思うのですが、しらかばホールを改修しなければいけないというのは、何か特別な理由があるのかどうか少しお聞きしたいです。

○（教育）施設管理課長

学校からは、広いスペースのある場所ですとか、PTAの集合などでやる場合に、この玄関前のホールですと中に入って動き回るスペースが少なくなるということの話もございまして、協議した中でこの場所が決定したということになってございます。

○丸山委員

これは学校の中に入って歩き回る必要がないということですが、何て言ったらいいのでしょうか、誰も彼もがこの学校に入ってくるわけではないので、歩き回ってはいけないとか、そういうことですか。

○（教育）施設管理課長

少し言葉足らずで申し訳ございません。ここ一、二年コロナ禍の影響もございまして、保護者であっても学校の中になかなか入れないという状況もありまして、そういう意味で少しでも最小限で済ませたいということでございますので、御理解いただければと思います。

○丸山委員

ここ一、二年の新型コロナウイルス感染症の影響が学校の生活にも大きく影響しているというのは分かります。

ただ、新型コロナウイルス感染症はいつかは収まるというふうに思うのです。今大変な時期なのは分かりますけれども、しらかばホールのシラカバを取ってしまったら、これはもう多分また造ってくださいますとはならないと思うのです。そこを本当にきちんと丁寧に考えてほしいのです。学校だよりでも、これ教員が書いているのですけれども、休み時間にどこからか歌声が聞こえてきたと。子供たちと探してみたら、しらかばホールからだったと。合唱の指導がとてもお上手な教員が担任を持っている4年生の学級で、せっかく練習した合唱を披露したいということで、しらかばホールで歌ったそうです。あそこ吹き抜けになっていますので、子供たちが集まってきて4階、3階の廊下から、しらかばホールを見ていたと。こういったことができるのは、あのしらかばホールがあるからなのです。

シラカバがほこりですというふうにも言っていましたけれども、撤去しなければいけないのか納得がいかないところなのです。それで、ぜひ子供たちにアンケートなどを取っていただきたいと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

コロナ禍によるホールの活用についてでございますけれども、先ほど答弁いたしました、遠足や修学旅行での出発式等で中心部にシラカバがあることで密集してしまうことや、児童を並ばせにくいというような御意見もいただいておりますので、広めのスペースが取れることにより有効活用が図れると、学校からの強い要望の下に改修を進めるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○丸山委員

ぜひ、学校は子供たちの場所ですので、その当事者である、主役である児童へのアンケート、意見聴取を検討していただくことをお願いをして、次の質問に移ります。

◎学校トイレの生理用品の配置について

学校トイレの生理用品の配置についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で非正規雇用など不安定な雇用形態の方は生活困窮状態に陥っていると、生活に困窮し、生理用ナプキンの購入を控える女性が少なくないと、これ結構大変なニュースだと思うのですが、ニュースで取り上げられ、生理の貧困という言葉でクローズアップされました。これは日本国内だけではなくありませんでした。

日本共産党は、公共施設や市内小・中学校のトイレに生理用ナプキンを配置していただきたいと思っておりますが、今回、市内小・中学校についてお聞きしたいと思います。小樽市内の小・中学校の現状と新年度の取組についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小・中学校では、以前から保健室に緊急時などに対応するものとして生理用品を備えておりました、現在は、市内全小・中学校の女子児童・生徒が利用する女子トイレ内に、忘れてしまったり急に生じたりなど、生理用品が必要となった場合に、保健室に備えている生理用品を使うことができることをお知らせするポスター等を貼り付け、子供たちが利用しやすい環境づくりに努めているところです。

新年度につきましても、これまでと同様に掲示するとともに、保健室に備えていきたいというふうを考えております。

○丸山委員

以前には、保健室でもらった生理用ナプキンについて、同じものでなくてもいいから返却してねと言われてというケースもあるのですが、今どのようになっていますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

特に返却を求めたりというようなことは行っておりません。

○丸山委員

そういう意味では、生理の貧困ということについては一定程度、前進したと思っています。そのときに保健室の教員に相談事なども、ぜひ聞かせてねというようなポスターの内容だったと思います。

ただ、例えばお手洗いにトイレットペーパーは今あって当たり前ですよ。なかったら困ると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、例えばということで、学校でのことでお答えさせていただきますと、トイレになかった場合には困るということもあるかというふうに思います。

○丸山委員

そのトイレットペーパーがあつて当たり前という状況を、生理用ナプキンにも広げていただきたいと思うのです。女性にとっては、トイレにトイレットペーパーがあるだけではトイレで処理する事柄に十分対処できない場合があります。それが生理期間中なのです。この生理期間中の女性にだけ、自己負担と自己責任とでも言われているようなこの状況を改めていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

丸山委員の今の御提案のことをございますけれども、学校にというよりも、これは社会全体に対する問題ではないかというふうに考えていくものと思っております。

○丸山委員

そのとおりだというふうに思います。ただ、私が今回小・中学校でぜひというふうに思ったのは、小・中学校では特に持ち物は何でも持ってきていいわけではありません。学校生活に関係のないものは基本的に持ち込めないと思います。加えて、学校の中では絶えず同級生、あるいは教員もいますけれども、他人の目があります。お手洗いにいくときに生理用ナプキンを持っていくのに、やはり周りの目が気になるという女子生徒も児童もいると思うのです。生理自体は恥ずかしいものではありませんけれども、自分が生理期間中であるということを周りの人には知られたくない、そういった気持ちは尊重されるべきだと思うのです。そうすると、やはりトイレに置いておくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、委員のおっしゃいましたように生理というものが恥ずかしいものではありませんけれども、子供の年齢ですとか個々によっては恥ずかしいと思ってしまうような場合があるかもしれませんので、個々の気持ちは尊重すべきものだというふうにも考えております。ただ、トイレへの配置につきましては、小樽市内の小・中学校に、現場にも意見等を聞いたところ、やはりトイレに置くよりは掲示をして保健室に、何か相談がある場合もありますし、単

純に忘れてしまったという場合もあると思いますけれども、そのときには生理用品をもらうというような体制を今後も続けてまいりたいというに考えております。

○丸山委員

確かに、現場の教員にしてみたら、衛生的に置いといて大丈夫なのかという心配があるのは分かります。ただ、私が今回申し上げたように、ほとんどの人が受け取っている配慮、それを生理用のナプキンにまで広げていただきたい。そこは、困っているのが女性の現状なのだとことを認識をしていただいて、お金のこともあると思います。検討を続けていくということをお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○山田委員

◎業務改善推進事業費及び職員提案制度関係経費について

令和4年度小樽市各会計予算説明書より、業務改善推進事業費770万円、職員提案制度関係経費10万円についてお聞きいたします。

それぞれの内容、それから状況、例えばこの職員提案制度については以前私質問させていただきましたが、提案数が少なく、改善の余地がないのか不思議に思っていました。この提案する際の報酬が少ないのか、こういったことなのか状況について詳しくお聞かせください。

○(総務)次長

職員提案制度は、平成10年度に制定した小樽市職員提案等規程を一部改正し、業務改善などの区分を新設し、提案推進月間を設けるなど、より職員が提案しやすい内容としたものであり、令和3年度から新制度による職員提案制度を実施しているものであります。提案の内容は、職員が自主的に行った自己の業務に関する改善結果の報告を行う業務改善と、業務改善以外の具体的な事務事業に関するアイデアを提案する自由提案がありまして、令和3年度の実績としては業務改善18件、自由提案30件の合計48件の提案がなされております。現在、これらの提案の審査を行い、その審査結果を市長に報告する段階であり、今後報告結果に基づいて報酬を支給していく運びとなります。

○山田委員

今回、多くの方からそういう改善提案があったことが分かりました。それに対してはいろいろと審査をして、どういう形でこの報酬が決まるのか、例えば、その報酬の種類だとか、在り方だとか、そういう大・中・小ではないですけども、それは何かあるのでしょうか。

○(総務)次長

報酬の基準がございまして、最優秀、優秀、奨励というような区分けにしており、それぞれ最高では5万円相当の金品、金品といいますのは今考えているのは現金、それから賞状の贈呈を考えているところでございます。

○山田委員

そういうようなことで改善できれば、本当に安いものだとは思いますが。ぜひとも、それについては皆さんに広くお知らせして、こういうような改善点があったということ、後日決まりましたらお聞かせ願いたいと思います。

◎デジタル外部人材関係経費に関連して

それでは、次の質問に移ります。

今、自治体だとか企業にサイバー攻撃、最近のニュースでもトヨタ自動車株式会社の関連企業がサイバー攻撃を受けて、トヨタ自動車国内全14の工場が3月1日に停止して、翌日には稼働が再開したというニュースも出ております。本市もこういうようなことに見舞われたいとも限りません。

それで、このような事態で休館や停止があったのか、それと2番目に、本市はこの点では万全だと思うのですが、このようなサイバー攻撃などへの対応について、あった場合はどういうふうにされるのか。それから3点目、今回のデジタル外部人材については、このような事態が起きないよう助言などももらえるのか、最後に、こういうようなことが起きた場合、職員へどういような研修をするのか、4点お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）情報システム課長

今、委員から四つ御質問がございました。私から1番目、2番目、4番目について先にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、最初ですが、小樽市の関連施設でサイバー攻撃によって業務が止まったり、休業になったようなことがありましたかということでございますが、これに関しては、そのようなことはなかったと思っております。

それから、2番目ですが、サイバー攻撃などに対する対策、どのような対策を取っていますかという質問だったと思えますけれども、これに関しては、小樽市も当然いろいろな対策をやっているものではございます。ただ、それをこの場で明らかにすると、攻撃する悪意を持った者に攻撃の材料なりヒントなりを少し与えてしまうことになってしまいますので、対策の手順というのは公にすることはできないものでございますので、御了解いただければと存じます。

それから最後に、職員の研修に関してのことなのですが、確かに攻撃を受けてしまうということも可能性としてはなくはないものですから、情報システム課の職員としてはインターネットを通じた研修、ただ、インターネットを通じた研修だと、ただ画面を見ているだけという形になりかねないものですが、より実践的なトレーニングとして、実際に端末を操作しながら学習していくサイバー防御演習というのがございますので、そういうものに積極的に参加して非常事態に備えているということでございます。

○（総務）木島主幹

私からは、外部人材についてお答えさせていただきます。

外部人材の関係ですけれども、デジタル化に向けた事業推進のサポートですとか、現場からのDXに係る相談、あと、システム導入ですとかDXに係る支援、助言というものを対象業務としてございますので、委員おっしゃるようなそのサイバー攻撃に対する対応というところまでは含まれておりませんが、一般的なセキュリティーの範囲のところでは何らかの助言というものはもらえるのではなかろうかと考えているところでございます。

○山田委員

ぜひとも、こういうようなことに対しても対応策も考えていただきたいと思います。

◎消防について

それでは、次に移ります。

一般の住宅火災件数について、まず令和元年から2年、3年、それから今年の2月末までの一般火災住宅の件数をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、令和4年2月までの火災件数は3件となっております。令和元年の火災件数ですけれども39件、令和2年同じく39件、令和3年40件の火災が発生しております。

○山田委員

令和4年2月末ということで、今年はやはりまだ少ないのでしょうか。

○（消防）警防課長

昨年は、同時期で5件発生しておりまして、本年は3件となっており、マイナス2件となっております。

○山田委員

それでは次に一般住宅火災で構わないのですが、1回の火災出動での出動台数、それから出動人員数、消火活動に費やしたおおよその時間など、分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○(消防) 警防課長

直近3年間における火災出動の出動台数、出動人員数、消火活動に費やした時間の平均でお答えしますと、車両につきましては6.1台、出動人員につきましては21.9人、活動時間については49分となっております。

○山田委員

今シーズンは特に降雪が多くて、各消防署でも消火栓の雪を排雪したり、除雪したり、毎週のように活動を行っているという聞いております。

そこで、各署で消火栓の維持管理を担当していると思いますが、市内の消火栓の本数、またどのような種類があるのか。特に冬期間どのように行っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○(消防) 警防課長

本市の消火栓は全部で1,657基で、種類の内訳につきましては、降雪消火栓1,562基、施設消火栓95基となっております。

次に、消火栓の除雪につきましては、降雪があったときには所属ごと管轄区域を消防車で巡回して除雪しておりますが、今年のような大雪となったときには消防団にも除雪協力を依頼して、水利の確保に努めているところでございます。

○山田委員

1,657基ということで、各署で割ると大体200基中ぐらいですか。

○(消防) 警防課長

市内には消防署が7署ございますので、7で割りますとおおむね220基から250基の間と考えています。

○山田委員

各署で大体二百二、三十基あるという計算になります。

そこで、冬期間に火災が起きたときには雪で隠れている消火栓が使用できない、こういう事態はないのか、お聞きしたいのです。それで、その事態が実際にあった場合、どのようなことになるのか、ないとは思うのですけれども、それについてお聞きいたします。

○(消防) 警防課長

雪で隠れて消火栓が使用できない事態はないのかということにつきましては、大雪によって消火栓が隠れてしまうことはございますが、消防職員は消火栓の位置をおおむね把握しておりまして、目印として消火栓ポールを設置しているので、雪に隠れて使用できないといったことはございません。

○山田委員

よかったです。火災が起きた場合には、本当にそういうものがあって、消火栓がきちんと確認できるということはおわかりました。

そこで、特に降雪が多かった時期には雪の除却で例えば消火栓を破損させてしまったり、以前、消火栓が折れて水が噴水のように出て、小川が流れたような形になったということも私は見たことがあるのですけれども。消火栓の設置場所について、ふさわしくない場所、もしくは場所をずらすなどといった消火栓はないのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○(消防) 警防課長

消火栓の設置場所の改善につきましては、市民から相談があったときに、相談内容を関係機関と移設や撤去が可

能か協議して対応しております。

最近の実績といたしましては、令和元年に移設が2件、2年も移設が2件、3年は1件相談を受けており、4年4月以降に移設予定となっております。

○山田委員

消火栓があると、これは移せないという感覚で我々市民はいるのですけれども、そういった要望があった場合には、場所を少しずらしてもらいだとか、少し移設していただけるということがよく分かりました。

また、今回新型コロナウイルス感染症で消防署内でも結構多くの職員の方々が感染されているということで、消火栓の除雪に関しても、ほかの部署、また消防団でも活動の補佐ができると思うので、ぜひとも消防職員の仕事の補佐として、いろいろな方々に声をかけていただきたいと思っております。

そこで、水道事業会計繰出金として拠出されている部分についてお聞きします。

令和4年度予算で、消火栓維持費等分について1,500万円計上されております。最初に令和2年度予算では水道事業会計繰出金が1,543万8,000円です。令和3年度、4年度の予算では1,500万円と計上されています。

まず繰出金については、このような推移で毎年されているのか状況をお聞かせいただけますか。

○（消防）総務課長

今、委員がおっしゃられたとおり、令和2年度予算が1,543万8,000円、3年度が1,500万円、それから4年度が1,500万円と、このような状況になっております。

○山田委員

大体毎年このような数字の推移が続くということによろしいですね。

○（消防）総務課長

例年大体1,500万円程度というふうになっております。

○山田委員

それでは、最後の質問になりますけれども、予算の内容について、使用方法、例えば水道料金だとか、管の修繕、更新、管理費、どのように使われているのかお聞かせください。

消火栓の更新や消火栓周りの整理、もしくは除雪なども含んでいるのか、そこら辺を大まかに聞かせていただければ助かります。

○（消防）総務課長

消火栓維持費等分の内訳がどのように使われているのかという御質問ですが、令和4年度予算でお答えしますと、1,470万8,000円が消火栓の維持費分、それから29万2,000円が消防用水道分となっております。

消火栓の維持費分につきましては、消火栓の建て替え工事費や消火栓移設工事費などの委託工事費、それから消火栓の機能調査委託費などと、内訳はなっております。したがって、除雪費という部分は含んではございません。

○山田委員

この維持管理については、管の更新だとか、管理費、これが大まかに約95%ですか。そのほか約29万円が水道代ということで、よく分かりました。ぜひとも消火栓は一般市民の家財、人命を守るために必要な部分ですので、今後とも維持管理についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

○須貝委員

◎中学校の部活動及び関連予算について

それでは、中学校の部活動及び関連予算についてということでお話をさせていただきます。

この点につきましては、第4回定例会でも議論させていただきました。残念ながら時間切れで終わったことと、

その後、御相談いただいた方からの御意見、それから、新たにまた調査に御尽力いただきましたので、その点を踏まえて、問題点の整理と今後どうやって進めていくかというような議論をまたさせていただきたいと思っています。

前回の議論で、改めて子供の数が減って部活動の数が減ってきたということで、子供たちのスポーツの機会が失われているなどという実態が分かったように思います。今回の議論の前提でお話を聞きしたいのですけれども、まず部活動に属さない、いわゆる帰宅部と言われている生徒の割合は今どれくらいあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

小樽市の部活動に属さない、いわゆる帰宅部の生徒の割合につきましては、本市の部活動、令和3年5月末現在の状況で申し上げますと、生徒数2,211名のうち運動系、それから文化系いずれの部活動にも加入しなかった生徒数は629名となっており、全生徒数の28.4%となっているところでございます。

○須貝委員

分かればで結構なのですが、小樽市と他都市との比較、もしくは全国平均とか全道平均とか、分かりますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

他都市や、それから全道、全国との比較で資料等を検索させていただきましたところ、いわゆる運動系のみの全国のデータ等はございましたが、今、委員がおっしゃるように、市内の運動系、文化系をまとめたいわゆる属さない率、数字については求めることはできませんでした。

○須貝委員

私の仮定なのですが、資料をずっと見ますと、この10年間で帰宅部と言われる、考えられる割合が6ポイント、7ポイント弱ぐらい増えているのです。

やはり、ここには部活動の数と帰宅部の増加というのは相関関係があるように見えるのですが、私の仮定なのですが、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

委員のおっしゃるとおり、学校数及び設置の部活動数の減少に従って、所属する生徒の割合は低下傾向にあるというふうに認識しております。

○須貝委員

それともう一つ、本市教育委員会として、まず部活動の目的というのはどのように捉えているのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

部活動の目的についてでございますが、まず中学校学習指導要領によりますと、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動につきましては、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するもの」と示されており、市教委といたしましては、異年齢との交流で生徒同士、それから教員と生徒等との人間関係の連携や構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義は非常に高いという考えております。

○須貝委員

それでは、前回の議論で私なりに五つほど大きく課題があったなというふうに思っています。私のほうで言わせていただくと、まず一つには入学前の小学校6年生の意向の調査の点、それから2番目として指定校変更に関する周知方法に少し問題があったのかな。ただ、これについては、1月24日にホームページが更新されまして、大幅に変更基準とか、分かりやすさが改善して、本当に速やかに御対応をいただいております。

それから三つ目には、合同チーム編成の時期、編成目的がどうしても中体連に参加するということに主眼が置かれているのかな。

4番目としては、合同チームの編成を各校の校長に委ねている。そして、一定の基準がないという問題。

そして、5番目としては、教員の働き方改革や生徒数の減少によって、今後の部活の在り方に変革が求められているというようなことがあるのかと思っています。

この中で、まず最初の生徒の意向調査というところなのですが、今回御尽力いただいて、各校のアンケート調査をしていただきました。内容的には忍路中学校を除く11校で希望部活についての聞き取り、もしくはアンケートを実施しているというお答えありましたけれども、これで間違いないですか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

今の御質問につきましては、そのとおりでございます。

○須貝委員

ということであれば、私も事前に頂いていたのを見ますと、向陽中学校の例で言いますと、昨年度のアンケートでは、実は部活については触れてはいないのです。ただし、今年度やる予定のアンケートにはしっかり盛り込まれていますので、これは一步前進で、これ以上ここには触れませんけれども。心配なのは、そういったケースがあっても11校全部聞いていますと今お答えなのですが、ほかにもそういうケースで実は部活動のことは一切触れていない学校というのはなかったですかということを少しお聞きします。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

市教委といたしましては、改めまして今年度の小学校6年生に対する部活動アンケートの内容を、全ての学校からお送りいただいて把握しているところでありまして、これまで小学校6年生に対しまして、十分な部活動調査ができなかったという学校につきましては、今、委員おっしゃるように、希望する部活動をより詳しく把握するためのアンケート内容になるよう改善を図ったところでございます。

ただ、アンケート内容につきまして、自由記述欄等を設けまして、いわゆる既存の部活動以外で希望等を聞くという部分について、まだ改善の余地のあるアンケート等ございましたので、今後改善を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○須貝委員

私も危惧していたのはまさしくそれで、全体のアンケートを見ると、各学校の工夫と、それから苦労もかいま見えるなどと思っていました。今おっしゃったように、自由に回答をすとか、そういうのが自由記入欄とか、その他メッセージみたいなのを書ける学校と、うちの部活動の設置基準はこうですと。これ以外は非常に難しいですというようなのを設定している学校もありましたので、やはり、子供たちの可能性をこの段階で狭めるのではなくて、まずは自由に拾っていただくと。こういうことが大事かと思うのですが、もう一度いかがですか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

委員のおっしゃるように、今後も子供たちの意向をきめ細かく学校として受け止めつつ、対応を図っていききたいというふうに考えております。

○須貝委員

それで、ここから前回を受けて、少し課題があるのです。まずこの流れを考えたときに、10月に体験入学があって、アンケート調査がされます。そして、1月に各学校から入学通知書が送られて、ここで指定校変更などのお知らせ文書も配布しますと。4月に入学で、その後に合同チームの検討がされて、中体連にというような移行ですけれども。

まず、指定校変更の制度のお知らせの配付というのがあるのですが、これは一体どんなものであるかお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

指定校変更の御案内ですけれども、もともとお住まいの地区の小学生であれば中学校に進んでいただきますとい

うことを教育委員会から学校を通して、子供たち、その保護者に通知しているものですが、指定校変更は何らかの理由によって指定された学校ではないところに変更したいという場合に申請ができますということのお知らせをしているものでございます。

○須貝委員

今そうすると、ホームページに載っている内容と同じなのかと思うのです。一般的な指定校変更について書かれてあって、部活動によって指定校を変えたいとか、そういうようなものが主体ではない文書ですよ。

それでは、今回の御依頼の件もまさしくそうなのですから、このタイミングでは指定校を変更していいのかが全く判断がつかないのだというようなことなのですが、これについてはどのように思われますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

保護者の方々からも多くの御質問等があるのですが、指定校変更ができる期間はそもそもがまず、学校を指定されてからというふうになりますので、これまでは例年ですと、1月下旬に入学通知書を発送しておりますので、それを受けてから変更の申請をお願いしますというふうに御案内しているところです。

○須貝委員

いやいや、部活動の合同チームの編成とかという、今回の御依頼の件で、私も教育委員会から出された返事の手紙も拝見しましたが、こういう制度もあるから、自分が入学する学校にない場合には、指定校変更していいですよということが書かれてあったと思うのですが、どのタイミングでそれを。入学してみないと、部活動があるのか、ないのか分からないでしょう。入学してから、学校を変えるというわけにはいかないではないですか。ということなのです。もうこれ以上ここはいいですが、そういうことも踏まえて、子供のアンケートがあって、合同チームを検討したり、何かする時期をやはり、もっと議論を、検討したりする時期を早めるべきではないのかと私は思っています。

今のタイミングでは、全部が4月の入学式が終わってから、検討を始めるのですが、やはりアンケートが10月に行われるわけですから、12月ぐらいまでに一度そういう検討があって、やるべきではないのかと思います。

それで、前回もこの質問はしたのですが、改めて今は校長の判断、校長同士の判断に委ねていますが、やはり市教委がイニシアチブを取って、チーム編成なり、ここに関わらないと、うまくことが進まないのではないのかと思うのですが、この点についても一度問います。いかがでしょう。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

市教委がイニシアチブを取って合同チームを編成できないのかということにつきましては、繰り返しになってしましますが、市教委といたしましては、北海道中学校体育連盟が示しています合同チーム編成の規定に基づきまして、対応をしているところであり、今後、部活動を地域へ移行する動きもありますので、国や道、それから中学校体育連盟等の今後の動向を踏まえながら、その中で検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○須貝委員

今のは前回と同じお答えなのですが、これではやはり多分前に進まないで問題の解決にはならないのだろうと思っています。先ほどの地域への移行の話もこの後やりたいと思うのですが、地域へ移行、完全移行するまでまだ少し時間があって、今回のように部活動ができずに埋もれている子供たちを出さないためには、このところをもう少ししっかり検討いただきたいと思っています。

それで、これも大事ですが、現在やりたい部活動ができずに埋もれている子供たちはいないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

現在やりたい部活動をすることができない生徒につきましては、生徒数の詳細を把握してございません。

○須貝委員

そうですか。いなければあれなのですけれども、多分いるのでしょう、多分こういうふうを終えられた方もそうですし、もしいるとすれば、どうやって救うのか。救ってあげる方法はないのかということをごひお尋ねしたかったのですけれども、把握していないのであれですが、それについて、何かお答えを持ち合わせていますか。できれば部長、もしよかったら、この件でいただけますか。

○教育部長

須貝委員の御質問にお答えしたいと思います。実際に、やはり少子化が進んできているという部分と、それから各中学校の部活動の数も減ってきております。そのことを受けて、従来のように子供たちが自分の好きな部活動を思い切ることができるという環境にないことは、今本当にそのような状況であるというふうに思っています。

今聞いて、本市には指定校変更ができるという一つの制度がございます。その制度と合同チームをどう組み合わせたらいいのかと、そこが一つ大きなやり方の部分で、何とかできるのではないかとというふうに思います。そういう点で言えば、各中学校と市教委で協議をした中で、子供たちがスポーツができなくて悲しい思いをしないように、今後検討をしてまいりたいというふうに思っています。

○須貝委員

その御言葉をいただければ、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

今回、御依頼があった父親が、まさしくおっしゃっていましたが、やはり、子供たちに与えられるチャンスは人数が少なからうが、多からうが、平等ではなければ駄目だとおっしゃっていて、私もそのとおりだと思っています。あえて言えば、冒頭の質問ではないですけれども、札幌や東京のどこか都市部と比べて、人口が少ない子供たちと都市部の子供たちとの間で可能性に差があるのは、私はやはり、忍びないなと思っていますので、ぜひこのところ御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、地域への移行についてのお話をさせていただきたいと思いますが、移行に関しては、文部科学省から方針が出されていると思います。文部科学省、北海道からの方針について少しお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

文部科学省からの方向性といたしましては、まず令和5年度以降、段階的に休日の部活動について、地域移行を進めていくというような方向性が示されております。

○須貝委員

休日、土日ということですので、この後まだ完全に地域に移行するまでは、ソフトランディングさせるためにまだまだ時間がかかるでしょうし、ぜひ今まで議論をさせていただいたところの解決をお願いしたいと思うのですが、地域に移行するに当たって、今いろいろな試行がされているようですけれども、どのような形態とか、方法とか、あえて言えば、課題にはどんなようなものがあるかお聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

地域移行でどのような形でやっていけるかという部分の例でお示いたしますと、一つは現在行っている例えば教室に、教員の代わりに専門家が出向くような形。派遣型というのでしょうか。それとも一つは、例えば集団で行う競技、人数が多く必要とする競技であれば、場所の問題とかもございますので、ある一つのところに集めて行うような集合型というのでしょうか。そのような形の一つ考えられると思います。それから、課題につきましては、例えば都心部であれば、いろいろな団体があるため、そういう地域移行の受皿になりやすい土壌かと思うのですが、反面、町村になりますと、受皿としての団体がなかなか見いだせないという部分もあると考えられますし、それを実施する場合の設備、スポーツ環境ですとか、そういう部分の確保も考えなければならない。

それから、今までの部活動という形態が変わっていきますと、今度保護者の負担、例えば集合型というふうには先ほどお示しましたが、そこに行くまでの交通費ですとか、そういう部分も考えられます。あとは、大会です。目標を持って部活動をやっていく中では、今までは中体連ベースというのでしょうか、そういうもので行っておりま

すが、地域移行によって、その枠組みがどう変わっていくのか。このようなものが課題として考えられます。

○須貝委員

そこで、令和4年度の予算案に部活動指導員配置促進事業というのが載っております。事業内容と事業規模について、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員配置促進事業につきましては、まず一つの目的として、専門的知識、技能を有する部活動指導員を配置することによりまして、部活動の指導が充実する。それからもう一つは、今まで教員が指導していた代わりに、部活動指導員が単独で指導することより、今まで長時間労働の一つの要因となっていた部活動、ここから指導員に任せることができるということで、教員の負担の軽減になるものでございます。

それから、令和4年度のこの事業の規模でございますけれども、予算案としましては、398万8,000円でございます。市の負担はそのうちの3分の1で、残りについては国と道3分の1ずつで、それぞれ分けた形の負担になっております。

○須貝委員

まとめてお話しいただきましたけれども、小樽市で見ますと、9校12部、12人の方が令和4年度予定しているということです。それで、道から3分の2の補助が予算配分ありますけれども、道からの予算配分というのは何か配分する基準はありますか。

○（教育）教育総務課長

基準につきましては、道から次年度の予算の要望というのでしょうか。金額を学校から集めた数字をベースに申請いたしますが、決定につきましては、当然、道の予算がございますので、予算の範囲内というところになる場合もございます。

○須貝委員

分かれば結構ですけれども、小樽市と同じくらいの規模の北海道の市で、この予算規模が大きいのか、その多寡を多少お聞かせいただくのと。それから、報酬になっていると思うのですが、時給なのか、何なのか分かりませんが、この報酬はどのようになっているのかお聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

道内他都市での部活動指導員の導入状況と小樽市の比較ということでございますが、以前少し調べた中では、小樽市は比較的、部活動指導員を配置している学校数としては割合は多いという認識でございます。

それから、指導員の報酬でございますが、こちらの補助の要綱で1時間1,600円と定められております。それにプラス学校に行くまでの通勤費を報酬プラス必要経費ということで定められております。

○須貝委員

それでは、指導員の方のプロフィールとかをお聞きしたかったのですが、教育者としての側面もありますので、この方々のそういった教育者としての側面をどのように担保していくのか。その点を1点。

そして、私もいろいろこの件を研究しました。それで、先ほどいただいたように、多くの課題がある中で、今後地域型へ進めていかなければならないと認識しています。今後どのように進めていくのかという本市の見解をいただいて、終わりにしたいと思います。この2点よろしくお願いします。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員の教育者という形である程度の人材を担保しなければならないということなのですが、こちらにつきましては、まず各競技団体からの御推薦をいただいた方を市教委で面接いたします。面接で決定しましたら、初回の部活動指導の前に、市教委で研修という形で、部活動指導員として求められるもの、やはり生徒の指導等気をつけなければならない部分についての研修を市教委と学校でも行います。

次に、最終的に市教委がどのように地域型の移行を進めていくかという部分につきましては、先ほども課題という事で何点か述べさせていただきましたが、これが小樽市に当てはめたら一体どのような課題が具体的にあるのかというところをいろいろな各競技団体、今までスポーツの話を中心に議論いたしましたけれども、文化部活動につきましても、同様のことは移行が進められますので、そういうところの関係団体の御意見や他都市の先行事例、この辺を参考にしながら、小樽市に合ったやり方をどのように進めていくかということの関係者で構成する検討委員会の中で、話を進めていきますし、5月にスポーツ庁から地域移行についての検討会議の提言が出る予定になっておりますので、その中身も踏まえて考えていかなければならないと思っております。

○須貝委員

今日の委員会も多分、御依頼があった方を含めて、ユーチューブで御覧いただいているのだと思います。部長から大変前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひそれに期待したいということをお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。